

財務部 財政課

1 令和5年度 各会計別決算額一覧表

[単位：千円]

会計名	予算額	歳入 決算額	歳出 決算額	歳入歳出 差引額	翌年度へ繰越 すべき財源	実質 収支額
一般会計	46,296,125	42,440,769	41,558,110	882,659	410,529	472,130
特別 国民健康保険事業	10,742,281	10,589,228	10,582,152	7,076	0	7,076
公営墓地整備事業	30,600	23,230	23,230	0	0	0
駐車場事業	45,977	41,976	41,604	372	0	372
介護保険事業	8,615,516	8,298,254	8,085,000	213,254	0	213,254
後期高齢者医療 事業	2,790,506	2,768,989	2,719,323	49,666	0	49,666
小計	22,224,880	21,721,677	21,451,309	270,368	0	270,368
合計	68,521,005	64,162,446	63,009,419	1,153,027	410,529	742,498

[単位：千円]

区分	予算額	決算額	備考
水道 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	3,051,739	当年度純利益 414,779 その他未処分利益剰余金変動額 681,433
	支出	2,857,392	当年度未処分利益剰余金 1,096,212 [損益計算書(消費税含まず)による]
	差引		414,779
水道 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	1,566,953	資本的収入が資本的支出に対し不足する額944,012千円は、減債積立金取崩額44,872千円、建設改良積立金取崩額636,561千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,129千円、当年度分損益勘定留保資金240,450千円で補てんした。
	支出	2,089,893	
	差引		△ 944,012 (決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)
水道 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	3,119,658	当年度純利益 193,010 前年度繰越利益剰余金 0
	支出	3,080,193	その他未処分利益剰余金変動額 0 当年度未処分利益剰余金 193,010
	差引		193,010 [損益計算書(消費税含まず)による]
水道 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	1,262,038	資本的収入が資本的支出に対し不足する額540,556千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,803千円、過年度分損益勘定留保資金518,753千円で補てんした。
	支出	1,771,122	
	差引		△ 540,556 (決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)
病院 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	9,671,210	当年度純損失 706,726 前年度繰越利益剰余金 1,019,934
	支出	10,076,692	その他未処分利益剰余金変動額 0 当年度未処分利益剰余金 313,208
	差引		△ 706,726 [損益計算書(消費税含まず)による]
病院 事業 的 資 本 計 的 収 入	収入	1,441,696	資本的収入が資本的支出に対し不足する額521,022千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額670千円、過年度分損益勘定留保資金520,352千円で補てんした。
	支出	2,008,864	
	差引		△ 521,022 (決算額は仮受消費税及び仮払消費税含む)

※ 決算額については、決算認定までは「見込額」

2 基金の状況（令和6年5月31日現在）

[単位：千円]

区 分		前年度末現在高	令和5年度中増減高	令和5年度末現在高
一 般 会 計	財 政 調 整 基 金	4,403,836	271,959	4,675,795
	減 債 基 金	1,148,385	191,219	1,339,604
	開 発 関 連 公 共 施 設 等 整 備 基 金	186,696	14,817	201,513
	グリーン・クリーン基金	426,139	5,730	431,869
	公 共 施 設 等 整 備 基 金	1,525,763	322,681	1,848,444
	地 域 福 祉 基 金	390,402	3	390,405
	市 民 活 動 基 金	162,025	0	162,025
	三 田 駅 前 一 番 館 基 金	856,679	11,108	867,787
	文 化 振 興 基 金	1,055	0	1,055
	北 摂 三 田 ニ ュ ー タ ウ ン 施 設 整 備 管 理 基 金	273,230	1	273,231
	あ り が と う ! 三 田 っ 子 応 援 基 金	407,747	66	407,813
	コ ロ ナ に 負 け る な ! さ ん だ エ ー ル 基 金	139,893	△ 75,895	63,998
	小 計	9,921,850	741,689	10,663,539
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 財 政 調 整 基 金	641,342	△ 155,006	486,336
	介 護 保 険 給 付 準 備 基 金	1,340,272	226,916	1,567,188
	小 計	1,981,614	71,910	2,053,524
合 計		11,903,464	813,599	12,717,063

※年度末残高には出納整理期間中の増減を含みます

3 市債現在高の状況（令和6年5月31日現在）

[単位：千円]

区 分		令 和 5 年 度 末 現 在 高
一 般 会 計	総 務 債	1,713,532
	民 生 債	261,269
	衛 生 債	1,611,508
	農 林 業 債	70,535
	土 木 債	4,692,355
	消 防 債	447,047
	教 育 債	3,745,455
	災 害 復 旧 債	126,672
	臨 時 財 政 対 策 債 等	16,522,593
	住 宅 資 金 貸 付 事 業 債	0
小 計	29,190,966	
特 別 会 計 企 業 会 計	駐 車 場 整 備 事 業 債	0
	小 計	0
業 会 計	上 水 道 事 業 債	273,362
	下 水 道 事 業 債	8,750,175
	病 院 事 業 債	1,787,874
	小 計	10,811,411
合 計		40,002,377

4 債務負担行為の状況

[単位：千円]

区 分	令和6年度以降の支出予定額
土地・建造物等の購入に係るもの (五省協定(立替施行)によるもの)	204,534
小中学校校舎・屋体等	184,213
市民センター	20,321
製造・工事の請負等に係るもの	44,230,950
利子補給等に係るもの	1,709
指定管理にかかるもの	1,854,994
合 計	46,292,187

5 三田市行政経営方針及び三田市行政経営アクションプランの推進

令和4年度に策定した「三田市行政経営方針」及び「三田市行政経営アクションプラン」に基づき令和5年度は取組を進めてきました。

ア. 三田市行政経営方針の概要

(基本目標)

～未来に向け、市民の幸福度を最大化する行政～

(3つの視点)

視点①市民目線 ～生活者の立場から考え時代に適したサービスを提供する～

視点②全体最適 ～行財政の安定性・弾力性を高め持続可能性を確保する～

視点③信頼確保 ～市民との信頼関係を築き結果に対する説明を果たす～

(5つの方向性)

方針Ⅰ 市役所のスマート化

方針Ⅱ 市民ニーズを捉えた公共施設の最適化

方針Ⅲ 公民連携の推進

方針Ⅳ 未来への投資のための財源確保

方針Ⅴ 持続的に成長する人づくり・組織づくり

イ. 三田市行政経営アクションプランの体系

5つの方向性	プラン項目（リーディングプロジェクト10）	
Ⅰ 市役所のスマート化	①	オンライン申請手続・相談の充実
	②	デジタル技術を活用したワンストップ窓口の設置
Ⅱ 市民ニーズを捉えた公共施設の最適化	③	公共施設の適正管理に向けた「包括管理委託」の導入
	④	PFI事業活用による施設の整備運営・PFI事業活用による総合文化センター改修
Ⅲ 公民連携の推進	⑤	企業・大学等との連携促進
	⑥	公民共創による地域資源のリノベーション推進 (ア) 公民共創による「野外活動センター再生プロジェクト」の実施 (イ) 千丈寺湖畔再生プロジェクト推進事業
Ⅳ 未来への投資のための財源確保	⑦	多様な寄附制度や市有財産等の活用による財源の確保 (ア) ふるさと納税を活用した三田ファンづくり (イ) 企業版ふるさと納税によるプロジェクトの推進 (ウ) クラウドファンディングによる寄附事業の推進 (エ) 有料広告に係る戦略の見直しと掲出の拡大
	⑧	未来投資戦略（大規模投資計画）の策定と実行
Ⅴ 持続的に成長する人づくり・組織づくり	⑨	職員の自発的な成長を促す環境づくり
	⑩	多様な職員の活躍を支援する環境づくり

6 「補助金等見直しガイドライン」に基づく補助金等の点検

補助金等全般について、定期的・包括的な点検、評価、見直しを行うため、「補助金等見直しガイドライン」に基づき、補助金等の点検を行いました。

補助金等の点検結果

内容	件数
廃止	6件
見直し	17件
コロナ関連	4件
物価高騰対策	4件
継続	148件
合計	179件

公共施設マネジメント推進課

1 公共施設マネジメントの推進

(1) 概要

一時代に整備した公共施設の老朽化が一斉に進むことや、人口減少、社会ニーズの変化に対応するために施設の最適化を図るとともに、市民ニーズに対応した維持管理を適切に行い、安心安全で維持可能な公共施設マネジメントの推進を図る。

(2) 経緯

平成 27 年 11 月 三田市公共施設白書 策定
平成 28 年 6 月 三田市インフラ白書 策定
平成 29 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 策定
平成 29 年 10 月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針(案) 公表
平成 29 年 12 月 公共施設タウンミーティング [全体版] 開催
平成 30 年 1 月 基本方針(案)に対する市民意見募集開始 (~10 月 1 日)
平成 30 年 6 月~9 月 公共施設タウンミーティング [地域版] 開催 (5 箇所)
平成 30 年 12 月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 策定
平成 31 年 4 月 公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱 施行
令和 2 年 10 月~12 月 市公有財産に係るサウンディング型市場調査の実施
令和 3 年 3 月 三田市公共施設個別施設計画 策定
令和 3 年 11 月 市有財産の利活用に係る事業者募集の実施 (3 施設)
令和 4 年 3 月 市有財産の利活用に係る優先交渉権者等の決定 (2 施設)
令和 4 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】
令和 4 年 6 月 市有財産の利活用に係る優先交渉権者の決定 (1 施設)
令和 5 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】

(3) 令和 5 年度の取り組み

令和 5 年 6 月~10 月 三田市公共施設包括管理業務委託導入に向けたサウンディング型市場調査の実施
令和 6 年 3 月 三田市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針 策定

(4) 三田市公共施設包括管理業務委託導入に向けたサウンディング型市場調査の実施

ア 調査対象業務の概要

- ① 対象施設 約 1 2 0 施設 (指定管理者制度導入施設 1 3 を含む)
- ② 予算規模 全体: 約 4. 9 億円/年 (保守点検・維持管理・日常小修繕)
指定管理者制度導入施設を除く場合: 約 3. 5 億円/年
- ③ 対象業務 保守点検業務および維持管理業務で約 3 0 0 件
(指定管理者制度導入施設を除く)
- ④ 契約期間 5 年 6 か月 (準備期間 6 か月、業務期間 5 年) を想定
- ⑤ 業務開始 令和 7 年 (2025 年) 4 月 (予定)

イ 対話テーマ

- ① 三田市の保有施設数、保守点検および維持管理予算額
- ② 概算事業費等
- ③ 対象用途・対象業務範囲
- ④ 包括管理業務委託事業者の運営等
- ⑤ その他

(5) 三田市PPP/PFI手法導入優先的検討方針 策定

本方針は、三田市の公共施設等の整備にあたり、多様なPPP/PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的とし策定を行った。

2 指定管理者制度

(1) 趣旨・概要

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他団体に、「公の施設」の管理権限を委任し、その施設の管理を行わせようとするもので、公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、①住民サービスの向上、②コストの縮減等を図ることを目的としている。

平成15年6月に地方自治法の一部改正により創設され、三田市では平成18年4月から導入している。

※ 公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設」で、総合文化センター、公園、体育館等が該当する。

(2) 年間評価

指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかどうかをチェックするため、モニタリングを実施しており、その一環として毎年度終了後には「施設管理評価（年間評価）」を行い公表することとしている。

令和4年度において指定管理者制度を導入している施設の施設管理評価（年間評価）の結果について、令和5年9月にホームページにて公表している。

(3) 指定管理者が管理・運営する施設一覧（令和5年4月現在12件）

	施設名	指定管理者名	選定方法	指定期間		所管課
1	野外活動センター	N P O 法人 ナック	非公募	R5年4月1日～ R5年9月30日	6か月	文化スポーツ課
2	図書館〔本館、ウッド イタウン分館、藍分 室〕	T R C 三田	公募	H31年4月1日～ R6年3月31日	5年	文化スポーツ課
3	ガラス工芸館	N P O 法人 グ ラスクラフト協 会	公募	H31年4月1日～ R6年3月31日	5年	文化スポーツ課
4	有馬富士自然学習セ ンター	(公財)兵庫県園 芸・公園協会	非公募	R3年4月1日～ R8年3月31日	5年	文化スポーツ課
5	総合文化センター	J T B コミュニ ケーションデザ イングループ	公募	R5年4月1日～ R8年3月31日	3年	文化スポーツ課
6	心道会館	(株)清光社	公募	R4年4月1日～ R9年3月31日	5年	文化スポーツ課
7	放課後児童クラブ（ゆ りのき台小学校区）	学校法人 親和 学園	非公募	R4年4月1日～ R7年3月31日	3年	子ども育成課
8	障害児療育センター	(公財)ひょうご 子どもと家庭福 祉財団	公募	R3年4月1日～ R8年3月31日	5年	障害福祉課
9	総合福祉保健センタ ー	(社福)三田市社 会福祉協議会	公募	R3年4月1日～ R8年3月31日	5年	健康増進課
10	駐輪・駐車場（駐輪場 12箇所、駐車場2箇 所）	(公社)三田市シ ルバー人材セン ター	公募	R4年4月1日～ R9年3月31日	5年	道路河川課
11	都市公園（有料公園施 設8箇所）	P & S 三田コン ソーシアム	公募	R5年4月1日～ R10年3月31日	5年	公園みどり課
12	聖苑	さんだ斎苑管理 グループ	公募	R2年4月1日～ R7年3月31日	5年	環境政策課

3 営繕に関わる事務

(1) 設計業務委託・監理業務委託

- ア 主管課：総務課
フラワータウン駅前倉庫解体工事設計業務委託
- イ 主管課：協働推進課
さんだ市民センター大規模改修工事設計業務委託
高平ふるさと交流センター大規模改修工事設計業務委託
フラワータウン市民センター大規模改修工事設計業務委託
- ウ 文化スポーツ課
旧市民病院リハビリ棟解体工事設計業務委託
- エ 主管課：幼児教育振興課
志手原幼稚園増築及び大規模改修工事設計業務委託
- オ 主管課：公園みどり課
駒ヶ谷体育館空調設備等改修工事設計業務委託
- カ 主管課：教育総務課
三輪小学校大規模改修工事設計業務委託
すずかけ台小学校 EV 棟増築工事監理業務委託

(2) 内部設計・工事監理

- ア 主管課：協働推進課
さんだ市民センター大規模改修工事
高平ふるさと交流センター大規模改修工事
- イ 主管課：保育振興課
三田保育所大規模改修工事
- ウ 主管課：幼児教育振興課
広野幼稚園大規模改修工事
小野幼稚園遊戯室棟防水等改修工事
- エ 主管課：生活福祉課
市営住宅西山高層給湯設備改修工事
- オ 主管課：公園みどり課
城山体育館大規模改修工事
- カ 主管課：環境政策課
聖苑太陽光発電設備設置工事(入札不調の為、令和5年度実施見送り)
- キ 主管課：クリーンセンター
環境センター旧管理施設等解体他工事
- ク 主管課：教育総務課
すずかけ台小学校 EV 棟増築工事
武庫小学校照明設備改修工事
けやき台小学校照明設備改修工事
八景中学校屋内運動場照明設備改修工事
- ケ 主管課：消防本部総務課
消防西分署防水等改修工事

消防本部太陽光発電設備設置工事
消防器具庫第3分団解体工事

(3) 単価改訂(阪神7市1町建築営繕連絡協議会)

ア	主管者会議	計3回
イ	システム部会	計0回
ウ	建築部会	計7回
エ	電気部会	計7回
オ	機械部会	計7回

税 務 課

1 税務管理係

(1) 令和5年度中の市税条例等の改正

ア 三田市市税条例等の一部を改正する条例（令和5年6月30日他施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和5年3月31日公布）

（ア）個人市民税関係

森林環境税の導入に伴う規定の改正

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

肉用牛売却所得課税に係る特例措置の適用期限延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例期間の延長

（イ）軽自動車税関係

特定小型原動機付自転車との区別

環境性能割及び種別割の不足額がある場合の加算割合の変更

（ウ）固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設

（エ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴い参照条項等の改正

イ 三田市市税条例等の一部を改正する条例（令和6年3月5日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和6年2月21日公布）

（ア）個人市民税関係

雑損控除の特例の追加

（イ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴い参照条項等の改正

ウ 三田市市税条例等の一部を改正する条例（令和6年4月1日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和6年3月30日公布）

（ア）個人市民税関係

住民税定額減税（特別税額控除）規定の追加

（イ）固定資産税関係

固定資産税（土地）の負担調整措置の延長

（ウ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴い参照条項等の改正

エ 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年4月1日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和6年3月30日公布）

地方税法の改正に伴い参照条項等の改正

(2) 公示送達(令和5年度 延べ件数)

ア 市県民税	153件
イ 固定資産税	51件
ウ 軽自動車税	23件
エ 法人市民税	0件

(3) 市たばこ税

別表1参照

(4) 法人市民税

別表2参照

(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付（令和4年度）

ア 50cc以下	393枚
イ 90cc以下	36枚
ウ 125cc以下	251枚
エ その他	46枚

(6) 軽自動車税

別表3参照

(7) 税に関する啓発

市広報紙、ホームページ等掲載

表1 市たばこ税

(単位;円・本・%)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減率 (A/B-1) × 100
税 額	527,261,244	530,409,372	△0.6
本数合計	80,473,329	80,953,813	△0.6
(内訳) 紙まきたばこ 手持品数	80,473,329 0	80,953,813 0	

表2 法人市民税（均等割・法人税割）

(単位;人・千円・%)

区 分	納税義務者数		増減率 (A/B-1) ×100	税 額		増減率 (A/B-1) ×100
	令和5年 (A)	令和4年 (B)		令和5年 (A)	令和4年 (B)	
均等割	2,073	2,044	1.4	331,452	333,785	△0.7
法人税割	950	944	0.6	661,495	825,509	△19.9

表3 軽自動車税車種別課税台数

〔令和5年度末現在〕(単位;台・円)

台数内訳	区分		台数	区分		台数
	二輪・ 小型 特殊			軽三・ 軽四		
		原付50CC以下	4,213		旧税率適用	6,073
		原付51~250CC	3,086		新税率適用	11,017
		251CC以上	1,251		重課適用	5,254
		その他	1,981		軽課適用	84
					計	32,959台
決 算 額						231,990,730円

2 市民税係

(1) 個人市民税の納税義務者数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
均等割	57,087人	57,324人	57,455人
所得割	51,936人	52,277人	52,304人

(2) 個人市民税の収入決算額

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
均等割(現年)	189,368千円	189,633千円	190,899千円
所得割(現年)	6,789,527千円	6,718,226千円	6,808,476千円

(3) その他

ア 兵庫地区税務連絡協議会

国税と地方税の連絡協調の円滑化を目的として設立(昭和45年4月～)

- ・会員：兵庫税務署、神戸県民局、阪神北県民局、神戸市兵庫市税事務所、神戸市北市税事務所、三田市
- ・活動内容：課税部会(確定申告事務打合せ会等)

イ 三田市租税教育推進協議会

市内の児童・生徒等に対し、租税の意義や役割を正しく理解させるため、教育関係者、国税当局及び地方税当局との緊密な連携・協調のもと、学校教育等における租税教育充実のための支援を行う。

- ・会員：兵庫税務署、阪神北県民局伊丹県税事務所、三田市、三田市教育委員会、三田市立小学校長会、三田市立中学校長会
- ・活動内容：学校教育における租税教育用の副教材の作成・配布、児童・生徒等に対する租税教室の開催(講師の派遣)、租税教育充実のためのその他の事業等

ウ 申告受付

市県民税申告は、国税の申告と併せ2～3月の申告期間中に受付をおこなっている。また、市内には税務署もなく市域も広いことから、郷の音ホール(三田市総合文化センター)に所得税の申告会場を設け、兵庫税務署の職員、税理士による申告相談を実施している。

令和6年度 市県民税申告受付件数実績

(単位：件)

会場相談※	郵送・投げ込み	合計
456	983	1,439

※(2/16～3/15 市役所2号庁舎2301会議室他)

令和5年分 確定申告受付件数実績

(単位：件)

	相談	投げ込み	合計
申告会場(郷の音ホール) (2/15～2/21)	1,418	1,824	3,242
合計			3,242

3 資産税係

(1) 固定資産税・都市計画税

ア 固定資産課税台帳の縦覧等

地方税法第416条の規定に基づき固定資産課税台帳の縦覧を行う。

縦覧期間 令和5年4月1日～5月31日（土日祝日を除く。）

	縦覧件数	閲覧件数	審査申出の件数
土地	5	226	—
家屋	2	123	—
償却資産	—	17	—
合計	7	366	—

イ 異動件数（令和5年1月～12月）

(ア) 土地の異動（法務局異動通知より）

所有権移転 5, 105件

表示登記 459件

換地 0件

地籍調査 977件

(イ) 家屋の異動（令和5年度課税向け評価棟数及び法務局異動通知より）

新・増築棟数 226棟（木造 166棟・非木造 60棟）

新・増築延床面積 32, 257㎡

（木造 19, 264㎡・非木造 12, 993㎡）

既存所有権移転登記 1, 423件（マンションを除く）

既存表示登記 293棟（マンションを除く）

(ウ) マンションの異動（法務局異動通知より）

所有権移転 470件

表示登記 0件

(エ) 償却資産の異動（償却資産申告書より）

新規義務者 320件（新規に申告のあった事業者数）

ウ 納税義務者

（単位：人・％） ※（ ）内は実数

	土地	家屋	償却	合計※	増減率
令和4年度	28,858	37,458	1,381	67,697 (43,073)	1.00
令和5年度	28,860	37,494	1,368	67,722 (42,985)	(1.00)

資料：各年度の決算時の調定表（各年5月末現在）

エ 固定資産の価格等の状況 (単位：㎡・千円) 免税点以上

	筆数又は棟数	地積又は床面積	評価額	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
田	18,641	19,838,016	4,026,903	3,047,229	914,039
畑	4,282	1,902,885	236,473	129,201	
宅地	63,083	12,707,438	371,705,801	124,741,489	154,993,244
山林	13,771	56,710,520	1,162,290	1,019,588	4,920,617
原野	3,169	1,170,827	132,970	92,768	
池沼	21	7,917	982	982	
雑種地	7,971	6,486,888	17,141,263	11,826,550	
土地計	110,938	98,824,491	394,406,682	140,857,807	
家屋	43,209	7,575,342	277,781,979	277,447,533	237,818,969
償却資産			125,074,608	122,867,358	
合計			797,263,269	541,172,698	398,646,869

資料：固定資産の価格等の概要調書（令和5年1月1日現在）

注：宅地の筆数については、小規模住宅用地、一般住宅用地及び商業地等（非住宅用地）に区分されたものの合計のため、実数とは異なる。

参考：宅地の実筆数（免税点以上のもの） 39,584筆

オ 下落修正

地方税法附則第17条の2に基づき令和4年7月1日から令和5年7月1日までの間に地価が下落したと認められることより、令和6年度に向けての土地の価格の下落・修正率を求める。

4 市税収入の状況

〔人口・世帯は3月末現在〕（単位：円・％）

年度（予算額） 税目 区分			令和5年度（17,565,576,000）			令和4年度（17,627,896,000）		
			収入額	収納率 A	前年比 (A-B)	収入額	収納率 B	前年比
普通 税 現 年 度 分	市 民 税	個人	6,978,895,119	99.5	0.0	6,907,859,264	99.5	△0.1
		法人	992,946,716	99.9	0.0	1,159,293,872	99.9	0.0
		小計	7,971,841,835	99.5	0.0	8,067,153,136	99.5	△0.2
	固定 資産 税	固定資産税	7,368,504,469	99.6	0.0	7,291,407,749	99.6	0.0
		交付金	297,460,800	100.0	—	302,191,700	100.0	—
		小計	7,665,965,269	99.6	0.0	7,593,599,449	99.6	0.0
	種別割 (軽自動車税)		231,990,730	99.2	0.1	227,862,840	99.1	0.0
	環境性能割 (軽自動車税)		15,462,600	100.0	—	18,046,800	100.0	—
	市たばこ税		527,261,244	100.0	0.0	530,409,372	100.0	0.0
	現年度分合計①		16,412,521,678	99.6	0.0	16,437,071,597	99.6	0.0
普通 税 滞 納 繰 越 分	市民税(個人・法人)		41,221,280	36.6	2.0	41,601,301	34.6	0.9
	固定資産税		35,671,394	20.9	0.4	38,438,577	20.5	△27.1
	種別割 (軽自動車税)		1,935,030	23.2	△2.2	2,355,761	25.4	3.0
	滞納繰越分合計②		78,827,704	27.0	1.0	82,395,639	26.0	△16.4
普通税合計（①+②）…③			16,491,349,382	98.3	0.1	16,519,467,236	98.2	0.2
目的 税	現年	入湯税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
		都市計画税	1,168,255,617	99.6	0.0	1,154,857,902	99.6	0.0
	滞納	都市計画税	5,685,717	20.4	0.2	6,155,534	20.2	△26.7
目的税合計…④			1,173,941,334	97.8	0.3	1,161,013,436	97.5	0.2
市税合計（③+④）			17,665,290,716	98.3	0.2	17,680,480,672	98.1	0.2
市税調定額			17,973,588,330 円			18,013,756,286 円		
1人当たり市税(調定)			168,464 円 (106,691 人)			167,190 円 (107,744 人)		
1世帯当たり市税(調定)			381,071 円 (47,166 世帯)			383,794 円 (46,936 世帯)		

5 市税収入の推移

(単位：千円・%)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		収入額	収入額	収入額	収入額	収入額
		徴収率	徴収率	徴収率	徴収率	徴収率
市 税 収 入	現年	17,580,777	17,591,929	17,446,284	17,595,740	17,910,336
		99.6	99.6	99.6	98.8	99.4
	滞 繰	84,513	88,551	(通常分) 100,990	121,149	144,514
				(コロナ特例猶予分) 129,517		
		26.4	25.5	(通常分) 24.9	26.7	26.5
				(コロナ特例猶予分) 97.9		
	合 計	17,665,290	17,680,480	17,676,791	17,716,889	18,054,850
		98.3	98.1	97.9	97.0	97.3

6 市税収納向上

口座振替の推進

(趣旨)

市民の利便性の向上や納期内納付を促進し自主納付体制の確立と収納向上に資するため、口座振替の促進を図る。

<振替率の推移>

(単位：%)

年 度		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
税 目	市県民税	35.3	36.0	37.0	37.2	38.0
	固定資産税	58.1	58.4	58.9	59.3	59.9
	軽自動車税	40.3	40.4	40.6	40.7	41.7

(口座振替件数／調定件数×100にて算出)

収納対策課

1 令和5年度における徴税の取組み

(1) 公金収納向上対策

三田市納税推進センターの運営

ア 人員体制 4名（会計年度任用職員4名）

イ 業務内容

（ア）電話による納付勧奨

（イ）納付書、催告文書の作成・発送

（ウ）納税相談窓口への誘導

（エ）口座振替の勧奨

ウ 業務実績

	令和5年度
対象税目	市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）・国民健康保険税
対象者	令和5年度市税滞納者
架電（着電）総数	20,834（3,917）回
納付書発送件数	1,597件
納付約束金額（のべ金額）	44,581千円

（注）令和5年7月14日から令和6年5月31日までの実績（例年、軽自動車税等の督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

(2) 滞納処分の状況

（意義）

納税者が納期限までに市税を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合に、他の納税者との負担の公平を確保するために滞納者の財産を差し押え、更に公売するなど強制的な徴収手続きを実施します。

	区分	債権	動産	不動産	合計
市税	差押件数	431	—	13	444
	公売件数	—	—	1	1
国保税	差押件数	229	—	9	238
	公売件数	—	—	1	1

(3) 滞納処分停止の状況

(意義)

滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき等一定の事由があるときに、滞納処分の執行を停止する場合があります。

(単位：件、千円)

処分事由	市 税		国 保 税	
	件数	金額	件数	金額
地方税法第15条の7第1項	1 1 1	1 0, 5 8 3	3 0	8, 0 5 6
(内訳) 同項第1号	6 8	5, 2 0 6	6	1, 3 9 1
同項第2号	2 5	4, 7 1 1	1 4	6, 2 3 5
同項第3号	1 8	6 6 6	1 0	4 3 0
地方税法第15条の7第5項	4 8	1 3, 4 4 3	8	6, 3 7 0
合 計	1 5 9	2 4, 0 2 6	3 8	1 4, 4 2 6

※件数については実人数を記載しています。

地方税法（抜粋）

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(4) 不納欠損の状況

(意義)

滞納処分の停止をした後、一定期間が経過した場合や徴収権の消滅時効が到来した場合には、市税を欠損処理します。

(単位：件、千円)

処分事由	市 税		国 保 税	
	件数	金額	件数	金額
地方税法第15条の7第4項	2 2 8	4, 1 5 3	3 0 8	6, 6 6 1
(内訳) 同条第1項第1号	5 0	2, 3 4 4	8 4	1, 1 8 3
同条第1項第2号	1 6 8	1, 7 1 4	2 0 3	5, 3 2 1
同条第1項第3号	1 0	9 5	2 1	1 5 7
地方税法第15条の7第5項	5 0 5	1 1, 2 2 7	2 7 2	6, 3 7 0
地方税法第18条第1項	2 7 9	2, 2 6 8	2 2 4	2, 8 9 7
合 計	1, 0 1 2	1 7, 6 4 8	8 0 4	1 5, 9 2 8

※件数は税目毎の期数の合計を記載しています。

地方税法(抜粋)

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する

2 令和5年度における税外債権収納の取組み

(1) 税外債権の保全・管理等に関する相談件数 101件

(2) 三田市納付推進センターの運営

ア 人員体制 4名（納税推進センター兼務 会計年度任用職員4名）

イ 事務内容

（ア）電話による納付勧奨

（イ）納付書発送指示

（ウ）口座振替勧奨

（エ）納付相談への誘導

ウ 業務実績

対象債権	介護保険料・後期高齢者医療保険料・ 保育所保護者負担金
対象者	令和5年度滞納者
架電（着電）総数	2,484（472）回
納付書発送指示件数	83件
納付約束金額（のべ金額）	2,356,068円

（注）令和5年6月15日から令和6年5月31日までの実績（例年、保育所保護者負担金の第1期の督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

3 債権の適正管理の推進

(1) 三田市公金収納対策委員会（7月実施）

4 コンビニ収納

(1) 対象税料目

市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）

(2) 利用状況

件数 80,609件（その内、スマホ決済サービス利用は8,530件）

（注）令和6年3月末現在の状況で確報により算定